

【新入生の皆さんへ】 授業料支援制度の申請手続きについて

令和8年度の公立高校の授業料については、高等学校等就学支援金等の審査を行い、認定されることで無償化（授業料のお支払いが不要）となりますので、**申請締切までに必ず申請手続きを行ってください。**※申請を行わない場合等、場合によっては授業料をお支払いいただく必要があることにご注意ください。

申請手続き締切日：令和8年5月20日(水)

申請手続きの流れ

【日本国籍の方】 → 就学支援金の申請

① e-shienにログインする。（右記のQRコードからアクセス可能）

ログインの際は、ログインIDとパスワードの入力が必要です。

配布された「ログインID通知書」の数字等を入力してください。

e-shienシステム



② 意向登録を行う。

「確認事項」にチェックを入れ、「意向あり」で登録してください。

③ 受給資格認定申請を行う。

「生徒情報」や「国籍」等の必要な情報を入力し、

入力内容に誤りがないかを確認の上、申請を完了してください。

※申請にあたってはオンライン申請システム「e-shien」を利用します。
（お手持ちのスマートフォンやパソコン等から申請可能です。）

※紙による申請も可能ですので、オンライン申請が困難な場合は、紙の申請書類を記入の上、ご提出ください。

【日本国籍以外の方】 → 就学支援金、新修学支援のどちらかを紙で申請

① 紙の申請書に必要事項を記入する。

② 申請書類で指定されている国籍や収入状況が分かる書類をご用意の上、封筒に入れて事務室に提出する。

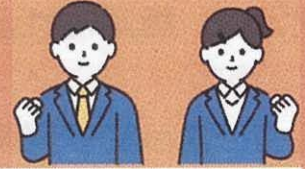
問合せ先：七尾城北高等学校事務室

TEL 0767-53-1897

制度詳細等については裏面に続く→

大切なお知らせ

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、**授業料**を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外**の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

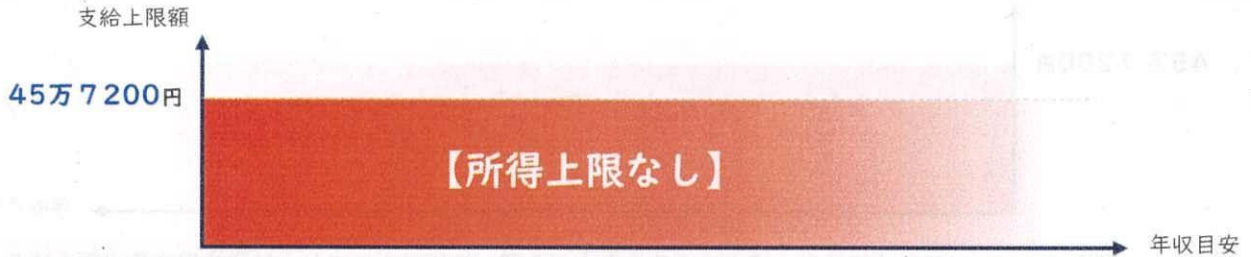
高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。**

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合があります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



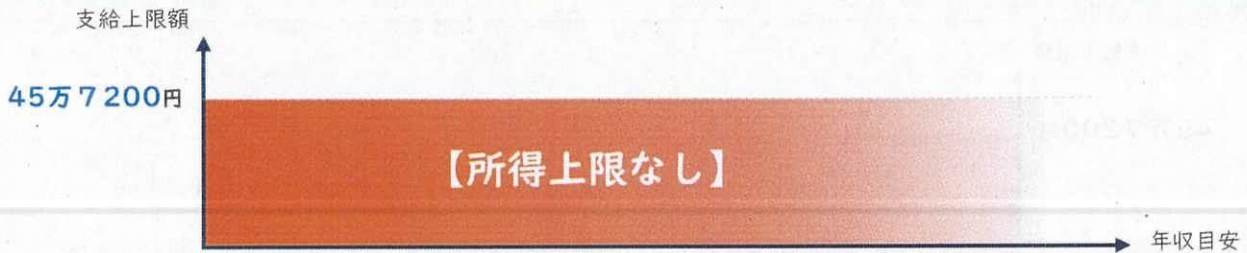
高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。**

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格の関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
<p>高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住居を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等</p> <p>①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者</p>	<p>生徒等の以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） <p>（家族滞在は以下の書類も提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付し、新修学支援の申請と合わせて封筒に入れ、事務室にご提出ください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

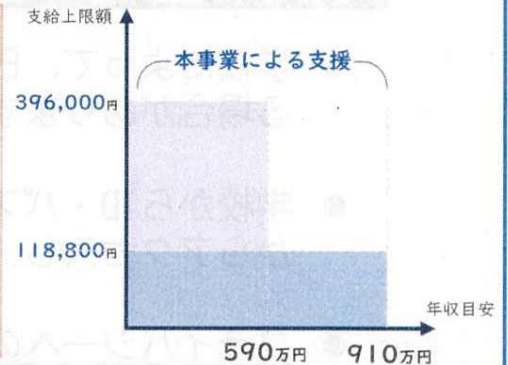


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち 新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



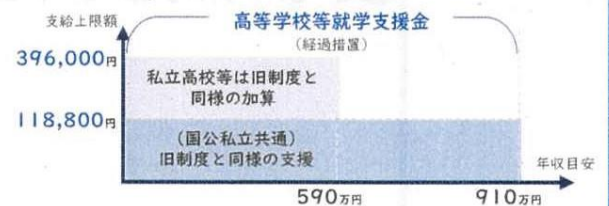
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

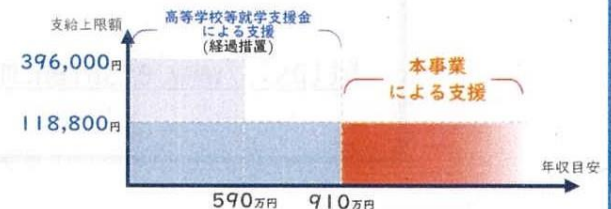
旧制度の就学支援金において年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた年収約910万円以上の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず年額上限11万8,800円の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

新修学支援の申請書に課税証明書を添付し、就学支援金等の申請書類と合わせて封筒に入れ、事務室にご提出ください。

高等学校等就学支援金【新制度】

【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

【日本国籍以外の生徒等（同時・書類申請用）】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 次のページからの書類に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、ホチキス止め、封筒に入れた上で学校の事務室に提出してください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

◎提出書類チェックリスト

- 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-1)
- 高校生等・新修学支援金申請意向及び同意について(様式 I-2)
- 高校生等・新就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-3)
- 様式 I-1-3で指定した国籍等の確認書類
- 様式 I-3-3で指定した親権者等の課税証明書

年 月 日

石川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	日本国
②	<input type="checkbox"/>	日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者					
④	<input type="checkbox"/>	永住者					
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等					
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
			日本国に永住する 意思の有無	□はい(あり) □いいえ(なし)			
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
			日本国の小学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない			
				小学校名			
				所在地 (都道府県)		都・道 府・県	
			日本国の中学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない			
				中学校名			
所在地 (都道府県)		都・道 府・県					
		日本国で就労する 意思の有無	□はい(あり) □いいえ(なし)				

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	<input type="checkbox"/>	①～④のいずれの書類も添付しません。 国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。 国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

家族滞在の場合のみ(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑤、⑥のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。)

⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

年 月 日

石川県知事 殿

高校生等・新修学支援金 申請意向及び同意について

(1) 高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」と言います。) 申請の意向について
(次の□にレ印を付けてください。)

- 高等学校等就学支援金の申請の結果、不認定となった場合は、新修学支援金への申請を希望します。

(2) 新修学支援金受給資格認定申請に係る同意事項

(次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。)

- 新修学支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定申請や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
- 学校設置者が、私に支給される新修学支援金を代理受領することに同意します。
- 新修学支援金を授業料に充てるとともに、新修学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することに同意します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名
生徒の生年月日	年 月 日		
生徒の住所	〒		
	都道 府県	市区 町村	
生徒が在学する 学校の名称			

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

年 月 日

石川県知事 殿

高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書

受給資格認定申請書 (初回時)

高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書 (2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、新修学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその全額を即時返還します。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次の該当する口にし印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍

① 日本国以外

(次の該当する口にし印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等

②	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国に永住する 意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)	<input type="checkbox"/> いいえ (なし)			
③	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国の小学校の 卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない		
				小学校名				
				所在地 (都道府県)			都・道 府・県	
			日本国の中学校の 卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない		
				中学校名				
所在地 (都道府県)				都・道 府・県				
日本国で就労する 意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)	<input type="checkbox"/> いいえ (なし)						
④	<input type="checkbox"/>	特定活動	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
⑤	<input type="checkbox"/>	留学	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
⑥	<input type="checkbox"/>	その他	在留資格					
			在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				

(生徒の在留資格・在留期間等を確認するため、次の⑦～⑨のいずれかの口にし印を付けてください。)

生徒本人の在留資格等の確認のため、以下のとおり申請します。

⑦ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。
国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

⑧ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

⑨ 様式 I - 1 - 3 (就学支援金申請書用) を提出済みのため、⑦・⑧のいずれの書類も添付しません。

様式 I - 3 - 3 (新修学支援金)

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 新修学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
---	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

授業料支援制度の申請手続きについて

令和8年度の公立高校の授業料については、高等学校等就学支援金等の審査を行い、認定されることで無償化（授業料のお支払いが不要）となりますので、**申請締切までに必ず申請手続きを行ってください。**※申請を行わない場合等、場合によっては授業料をお支払いいただく必要があることにご注意ください。

申請手続き締切日：令和8年5月20日(水)

申請手続きの流れ

【日本国籍の方】 → 就学支援金の申請

① e-shienにログインする。（右記のQRコードからアクセス可能）

ログインの際は、ログインIDとパスワードの入力が必要です。
配布された「ログインID通知書」の数字等を入力してください。

e-shienシステム



② 受給資格認定申請または在校生受給資格確認を行う。

R8.3時点で就学支援金を受給していた方 → 在校生受給資格確認

R8.3時点で臨時支援金を受給していた方 → 受給資格認定申請

「生徒情報」や「国籍」等の必要な情報を入力し、

入力内容に誤りがないかを確認の上、申請を完了してください。

※申請にあたってはオンライン申請システム「e-shien」を利用します。

（お手持ちのスマートフォンやパソコン等から申請可能です。）

※紙による申請も可能ですので、オンライン申請が困難な場合は、

紙の申請書類（p.8~10）を記入の上、ご提出ください。

【日本国籍以外の方】

R8.3時点で就学支援金の対象だった方

→ 就学支援金を紙で申請（P.8~10）

R8.3時点で臨時支援金の対象だった方

→ 就学支援金、新修学支援を紙で申請（p.11~16）

紙の申請書記入の上、国籍などが分かる書類を添付、封筒に入れて事務室に提出

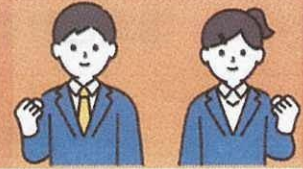
問合せ先：七尾城北高等学校事務室

TEL 0767-53-1897

制度詳細等については裏面に続く→

大切なお知らせ

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。
※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校

(参考) 授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。
詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。**

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格の関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。**

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。

支給上限額

45万7200円

【所得上限なし】

年収目安



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件	必要書類
<p>高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等</p> <p>①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等 ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者</p>	<p>生徒等の以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー） <p>（家族滞在は以下の書類も提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付し、封筒に入れ、事務室にご提出ください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

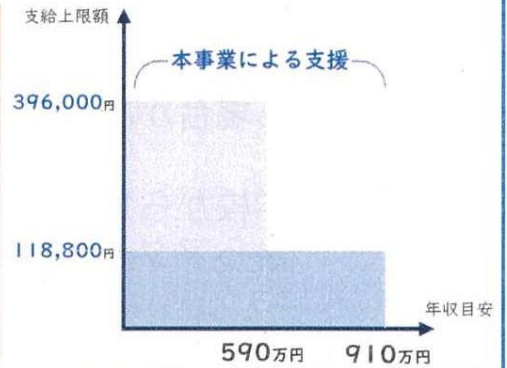


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち 新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



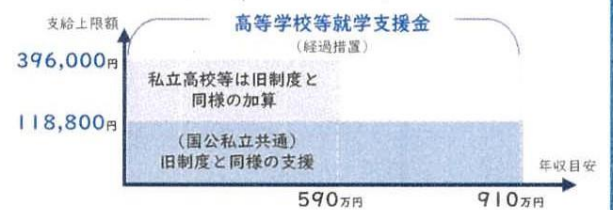
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

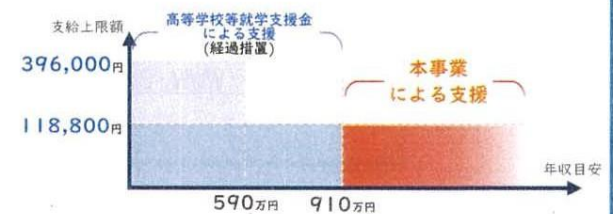
旧制度の就学支援金において年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた年収約910万円以上の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず年額上限11万8,800円の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【R8.3時点で臨時支援金支給対象だった方】
 就学支援金等の申請書類と合わせて封筒に入れ、事務室にご提出ください。

高等学校等就学支援金【新制度】

【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

【日本国籍以外の生徒等（書類申請用）】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 次のページからの書類に必要な事項を記入し、必要な書類を添付して、ホチキス止め、封筒に入れた上で、学校の事務室に提出してください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

◎提出書類チェックリスト

R8.3時点で就学支援金の対象だった方（p.8~10）

- 高等学校等就学支援金 受給資格確認申請書等(様式1の2)
- 申請書で指定した国籍等の確認書類

R8.3時点で臨時支援金の対象だった方（p.11~16）

- 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書(様式I-1)
- 高校生等・新修学支援金申請意向及び同意について(様式I-2)
- 高校生等・新就学支援金 受給資格認定申請書(様式I-3)
- 様式I-1-3で指定した国籍等の確認書類

様式1の2

初等中等教育局長の定める様式（省令附則第3項関係）

【令和8年3月31日において受給権者である在校生に係る申請様式】

年 月 日

石川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金 受給資格確認申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の確認を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、すべての口にレ印を付けてください。）

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 令和8年3月31日時点で、以下の学校に在学し、高等学校等就学支援金の受給資格認定を受けています。
- この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
認定番号			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	日本国
②	<input type="checkbox"/>	日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者				
④	<input type="checkbox"/>	永住者				
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等				
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国に永住する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)		
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国の小学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない		
				小学校名		
				所在地 (都道府県)	都・道 府・県	
				日本国の中学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない	
			中学校名			
所在地 (都道府県)	都・道 府・県					
		日本国で就労する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)			

【1. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

①	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
②	<input type="checkbox"/>	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
③	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
④	<input type="checkbox"/>	①～④のいずれの書類も添付しません。 国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。 国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑤、⑥のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。)

⑤	<input type="checkbox"/>	「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。
⑥	<input type="checkbox"/>	「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【2. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

年 月 日

石川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等の在学期間について】

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

① 日本国

② 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ 特別永住者

④ 永住者

⑤ 日本人の配偶者等

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

⑥ 永住者の配偶者等

⑦ 定住者

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国に永住する
意思の有無

はい (あり) いいえ (なし)

⑧ 家族滞在

在留期間
(満了日)

(西暦) 年 月 日

日本国の小学校の
卒業の有無等

卒業した 卒業していない

小学校名

所在地
(都道府県)

都・道
府・県

日本国の中学校の
卒業の有無等

卒業した 卒業していない

中学校名

所在地
(都道府県)

都・道
府・県

日本国で就労する
意思の有無

はい (あり) いいえ (なし)

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

- | | | |
|---|--------------------------|--|
| ① | <input type="checkbox"/> | 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。
国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。 |
| ② | <input type="checkbox"/> | 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。 |
| ③ | <input type="checkbox"/> | 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。 |
| ④ | <input type="checkbox"/> | ①～④のいずれの書類も添付しません。
国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。
国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。 |

家族滞在の場合のみ(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑤、⑥のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。)

- | | | |
|---|--------------------------|---------------------------------|
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | 「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。 |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | 「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。 |

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

年 月 日

石川県知事 殿

高校生等・新修学支援金 申請意向及び同意について

(1) 高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」と言います。) 申請の意向について
(次の□にレ印を付けてください。)

- 高等学校等就学支援金の申請の結果、不認定となった場合は、新修学支援金への申請を希望します。

(2) 新修学支援金受給資格認定申請に係る同意事項

(次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。)

- 新修学支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定申請や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
- 学校設置者が、私に支給される新修学支援金を代理受領することに同意します。
- 新修学支援金を授業料に充てるとともに、新修学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することに同意します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名
生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒		
	都道府県	市区町村	
生徒が在学する学校の名称			

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

年 月 日

石川県知事 殿

高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書

- 受給資格認定申請書 (初回時)

高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

- 収入状況届出書 (2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、新修学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその全額を即時返還します。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次の該当する口にし印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍

① 日本国以外

(次の該当する口にし印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等

②	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国に永住する 意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)	<input type="checkbox"/> いいえ (なし)			
③	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
			日本国の小学校の 卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない		
				小学校名				
				所在地 (都道府県)			都・道 府・県	
			日本国の中学校の 卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した		<input type="checkbox"/> 卒業していない		
				中学校名				
所在地 (都道府県)				都・道 府・県				
日本国で就労する 意思の有無	<input type="checkbox"/> はい (あり)	<input type="checkbox"/> いいえ (なし)						
④	<input type="checkbox"/>	特定活動	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
⑤	<input type="checkbox"/>	留学	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				
⑥	<input type="checkbox"/>	その他	在留資格					
			在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日				

(生徒の在留資格・在留期間等を確認するため、次の⑦～⑨のいずれかの口にし印を付けてください。)

生徒本人の在留資格等の確認のため、以下のとおり申請します。

⑦	<input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
⑧	<input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
⑨	<input checked="" type="checkbox"/>	様式 I - 1 - 3 (就学支援金申請書用)を提出済みのため、⑦・⑧のいずれの書類も添付しません。